

「低圧電気取扱特別教育テキスト（第 8 版）」ご購入の方へのお知らせ

本書において、誤記がございましたのでお詫びし、訂正させていただきます。

○本書の一部を以下のとおり、訂正をお願いいたします。

頁	項目	正	誤
iii	まえがき 4 行目	～小規模発電設備～	～小出力発電設備～
199	第 42 条	<p>(文末に追記)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>安衛令第 13 条第 3 項（厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等）</b></p> <p>1. ～4. 略</p> <p>5. 活線作業用装置（その電圧が、直流にあつては 750V を、交流にあつては 600V を超える充電電路について用いられるものに限る。）</p> <p>6. 活線作業用器具（その電圧が、直流にあつては 750V を、交流にあつては 300V を超える充電電路について用いられるものに限る。）</p> <p>7. 絶縁用防護具（対地電圧が 50V を超える充電電路に用いられるものに限る。）</p> <p>8. ～27. 略</p> <p>28. 墜落制止用器具</p> <p>29. ～33. 略</p> <p>34. 作業床の高さが 2 メートル以上の高所作業車</p> </div>	
201, 202	第 44 条の 2	(削除)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>安衛令第 13 条第 3 項（厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等）</b></p> <p>1. ～4. 略</p> <p>5. 活線作業用装置（その電圧が、直流にあつては 750V を、交流にあつては 600V を超える充電電路について用いられるものに限る。）</p> <p>6. 活線作業用器具（その電圧が、直流にあつては 750V を、交流にあつては 300V を超える充電電路について用いられるものに限る。）</p> <p>7. 絶縁用防護具（対地電圧が 50V を超える充電電路に用いられるものに限る。）</p> <p>8. ～27. 略</p> <p>28. 墜落制止用器具</p> <p>29. ～33. 略</p> <p>34. 作業床の高さが 2 メートル以上の高所作業車</p> </div>
212	第 14 条の 2	～7,000V <b>以下</b> の充電電路に～	～7,000V の充電電路に～

頁	項目	正	誤
	解説枠 ※3 右側 上から3行目		